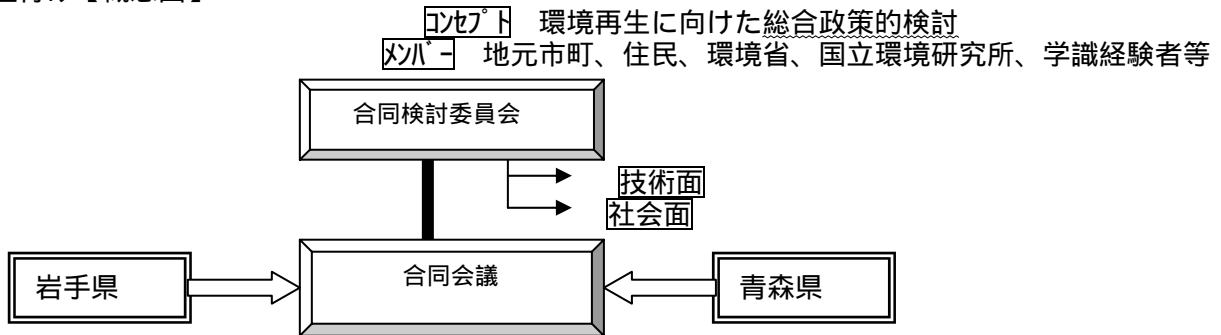


## 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会について

## 1 目的

不法投棄現場は青森・岩手両県に跨っているものであるが、両県の対策は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず社会経済的側面等をも含めた総合政策における両県の連携をより包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的とする。

## 2 位置付け【概念図】



## 3 合同会議での検討テーマ

最終テーマ 県境不法投棄現場の環境再生計画  
緊急度に応じて、個々のテーマについて、順次検討していく。

## 4 合同検討委員会での検討テーマ

合同会議が検討するテーマに関する調査・検討      合同会議に対して報告・提言等を行う。

## 5 検討事項の内容について

## (1) 技術面テーマ

環境再生に向けた技術的課題について  
技術的手法について  
調査について  
環境再生スケジュールについて

## (2) 社会面テーマ

環境再生に向けた社会的課題について  
事業実施主体について  
原因究明と責任の関係について  
費用の財源補填方法について  
住民参画について  
環境再生施策について

## 学識経験委員案（50音順）9名【調整中】

委員は全て両県が一体的に依頼するものであること。

板井一好 岩手医科大学医学部講師（衛生学公衆衛生学講座）

笹尾俊明 岩手大学人文社会学部講師（環境科学講座）

佐々木俊介 ㈱三菱総合研究所研究理事

斎藤徳美 岩手大学工学部教授（建設環境工学科建設基礎工学講座）

田村彰平 弁護士

中澤廣 岩手大学工学部教授（建設環境工学科地域環境工学講座）

長谷川信夫 東北学院大学工学部教授（環境土木工学科）

古市徹 北海道大学大学院教授（工学研究科）

南博方 岩手県立大学総合政策学部教授（総合政策学科）

## 第1回合同検討委員会について

### 1 開催日等

日 時：平成14年6月中旬頃  
委員の日程確認後最終決定  
場 所：田子町  
会場は田子町役場と青森県で調整

### 2 内 容

- (1) 委員会の位置付け等について
- (2) 委員長・副委員長選任
- (3) 検討事項について
- (4) 優先検討事項に係る意見交換

## 合同検討委員会検討課題

### 1 短期的に検討を要する課題

- (1) 周辺への汚染拡散防止対策
  - ・ 囲い込みの実施範囲特定
  - ・ 工法及び費用の検討
  - ・ 必要な調査項目（地形・地質・地下水）
  - ・ 現場及び周辺環境モニタリング方法
- (2) 有害物質対策
  - ・ 高濃度汚染物質の範囲
  - ・ 撤去する場合のリスク検討

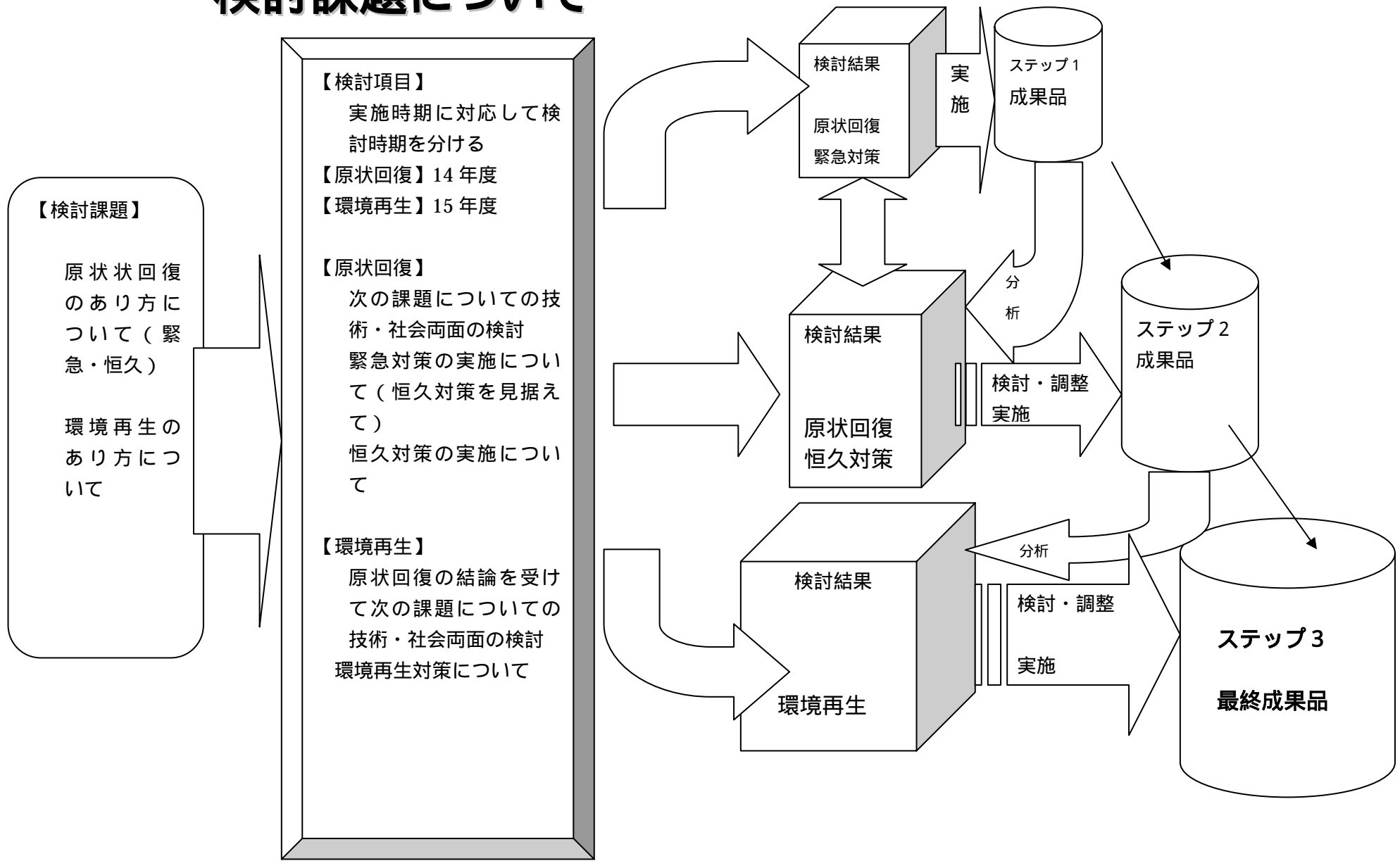
### 2 中期的検討課題

- (1) 廃棄物の撤去方針
  - ・ 事業主体
  - ・ 処理方針（全量又は部分）
- (2) 費用対効果検討
- (3) 財源補填
- (4) 排出事業者責任の追及
- (5) 不法投棄防止施策の推進

### 3 長期的検討課題

- (1) 跡地利用方策の検討
- (2) 環境産業振興施策との融合（エコタウン事業、リサイクルビジネスの活用）
- (3) 地域振興方策の検討

# 検討課題について



## 当面の検討課題について

### 緊急対策の実施における技術的課題について

緊急対策の方法について（恒久対策を見据えて）

詳細調査の実施項目について

緊急対策のスケジュールについて

### 緊急対策の実施における社会的課題について

実施主体について

責任の追及について

費用負担について

## 緊急対策(案)

### 1 対策の必要性

場内に埋設されている有害物質を含む廃棄物による周辺環境への汚染拡散を防止し、生活環境の保全及び農作物等の風評被害を防止する。

廃棄物を撤去する場合にあっても、撤去工事に伴ない汚染が拡散することが懸念されることから、汚染拡散防止対策の優先実施が必要である。

なお、場内の廃棄物対策については、汚染拡散防止対策を講じながら検討するものとする。

### 2 対策の内容

現場周辺の地形図等により判断される表流水、浸出水等の流向を勘案の上、場外への汚染水拡散を遮断するため、遮水壁による囲い込みを行う方針とする。

場内の浸出水等を人為的に管理し、管理不能な浸出水等を最小限に止める方策として対策案は次のとおりとしたい。

岩手県側の分水嶺まで遮水壁を延長し、浸出水等については、青森県側

に水処理施設を設置（1カ所）して処理する。（別図参照）

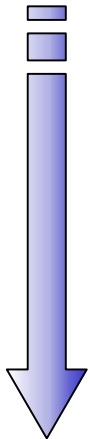
<p>検討事項： 岩手県側の地形・地質 水処理施設的能力・規模(地表面対策の検討)</p>
---

# 原状回復方法（青森県案）

汚染拡散防止対策

+

モニタリング



現場周辺を遮水壁で囲い込む

浸出水、表流水の人為的コントロール

発生する浸出水等は浄化处理する

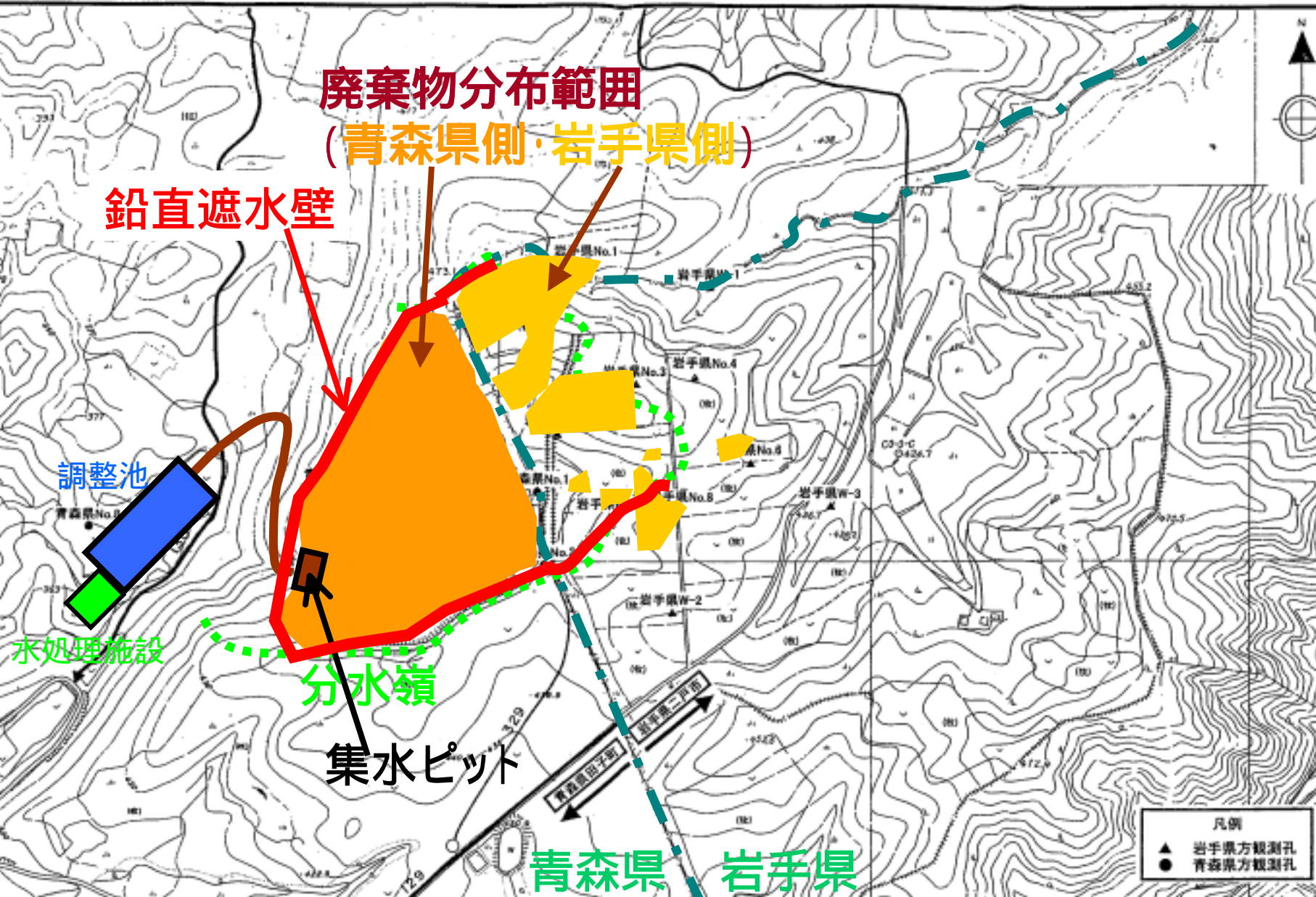
その後の安全対策

+

モニタリング

汚染状況と技術面、環境面、現実性 等を考慮しながら対策案を決定

# 困り込みの考え方





## 緊急対策について

### 【原状回復に向けた検討】

- ・緊急に実施すべき事項について 【緊急対策の実施】を恒久対策を見据えて実施する。

### （技術面テーマ）

#### 緊急対策の実施における技術的課題について

これに向けて、本県においては、住民の要望でもある有害物の撤去及び土壌浄化の組み合わせによる原状回復を最終的形態と位置づけた上で、平成14年度中に次の対策を実施すべく必要な調整を行う。

- 1 青森県との緊急対策実施連携のための調査  
青森県側で実施予定のしゃ水壁設置工事への影響について調査する。
- 2 廃棄物の詳細調査  
撤去する廃棄物の具体的処理方法を決定するため、撤去部分の廃棄物の性状詳細調査を実施する。
- 3 廃油高濃度汚染領域の土壌浄化  
現場内で最も場外への汚染拡散が懸念される場所について、具体的な原状回復の手段である土壌浄化を実施する。

### （社会面テーマ）

#### 緊急対策の実施における社会的課題について

これに向けて、本県においては、本事案の原因と責任を追及するため、次の対策を実施すべく必要な調整を行う。

- 1 排出事業者の解明
- 2 現行法制度における費用負担のあり方についての検討と実践
- 3 負担制度に関する提言について

### 【今後の対策等の流れ・現在調整中】

事業内容	H14.	H15以降
1 緊急対策連携調査（緊急）	→	
2 投棄物性状調査（緊急）	→	
3 有害廃棄物撤去（緊急・恒久）		(有害性等優先順位) →
4 土壌浄化（緊急・恒久）	(敷地境界隣接地) →	(場内7カ所) →
1 排出事業者の解明（緊急）	→	
2 現行費用負担検討・実践（緊急・恒久）	→	-----→
3 負担制度に関する提言について(緊急・恒久)	→	-----→

## 排出事業者責任追及について

### 1 経過

- (1) トレンチ掘削調査の結果、廃棄物から排出事業者が判明したものについては、岩手県二戸保健所が排出事業者に対して、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を行なっている。その結果、そのほとんどが埼玉県の縣南衛生（株）が焼却処分のため受入れた廃棄物であったことが判明した。
- (2) 縣南衛生（株）は、排出事業者から相応の処分費用を徴収し、マニフェストや受入伝票に処理済印を押しながら、実際は焼却せずに収集運搬会社（東奥環境（株）：青森県八戸市）を通じ三栄化学工業（株）に運び不法投棄していた事実が判明している。

### 2 排出事業者責任の追及への取組み

青森県と一体となって、次により早急に取り組みたい。

- (1) 縣南衛生（株）に係るマニフェストについて、廃棄物の種類、数量、排出事業者等一般的に分析作業中であり、その結果を受けて、排出事業者とその法的責任について解明する。
- (2) 縣南衛生（株）以外にも、三栄化学工業（株）に直接廃棄物処理を委託していた者等に報告徴収を行い、不法投棄への排出事業者の関与及びその法的責任を解明する。

三栄化学工業（株）への排出事業者のリストアップは、両県で三栄化学工業（株）へ報告徴収のうえ、調査するものであるが、報告まで時間を要することが懸念されることから、当面、これまで三栄化学工業（株）が青森県に報告した実績報告書等、青森県が保有している情報を基に、早急に排出事業者調査を行う。

## 排出者責任の追及について

本事案については、処理業者の破産、解散により、原状回復費用の原因者負担は厳しい状況にある。

しかしながら、地域の生活環境の保全による住民健康被害の防止や、農畜産物の風評被害の防止の観点からは、対策を早急に講じていかなければならない。

対策に要する費用については莫大なものと予測される場所であるが、その費用負担を行政が担うことは、結果として「捨てる得」となることから、廃棄物そのものを排出した事業者に対して責任追求することについて、両県及び国で検討する必要がある。

### 1 排出者の特定

両県の調査結果を一本化し、当該事案に関係する排出者リストを作成のうえ、必要に応じて排出事業者に対して廃掃法第 18 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収を行ない、排出実態を把握する。

### 2 責任追及の検討

1 により確認した内容に基づき、排出者責任追及に係る基本的考え方を統一のうえ、国の助言を得ながら両県担当課で対応案を作成する。

対応方針については合同会議、合同検討委員会での検討を踏まえて両県が決定する。